

品質保証規定およびサポート条項

本品質保証規定およびサポート条項は、Microsoft Corporation (以下「マイクロソフト」といいます) と貴社との契約を構成します。以下の内容を注意深くお読みください。認定販売業者から購入した貴社の MICROSOFT SURFACE HUB (以下「本ハードウェア製品」といいます) について、出荷された本ハードウェア製品を受け取ることで、または本ハードウェア製品のサポートのマイクロソフトによる履行を受け入れることで、貴社は以下の条項に同意するものとします。

A. 保証。 貴社は、以下に規定している範囲に限り、保証を受ける権利を有するものとします。この保証規定は、貴社に対して特定の法的権利を付与するものです。また、地域や国によって異なるその他の権利が存在する場合があります。この保証規定は、法令により認められている範囲において、法令により制限または禁止されていない場合に限り適用されます。

1. **ハードウェア品質保証規定。** マイクロソフトは、貴社が本ハードウェア製品を受け取った月の初日から 1 年間 (以下「ハードウェア品質保証期間」といいます)、本ハードウェア製品付属の該当する文書に説明されているとおりに、本ハードウェア製品が実質的に動作することを保証します。ハード ドライブ、ペン、およびキーボード (以下「Advance Exchange ハードウェア」といいます) には、Advanced Exchange および以下の第 B 条の規定が適用されます。貴社は、(i) ハードウェア品質保証期間中にマイクロソフトに通知し、(ii) 要求に応じて、本ハードウェア製品のシリアル番号と購入日を含む、購入の証明を提供しなければなりません。このハードウェア品質保証規定は、本ハードウェア製品の全額を支払い済みである場合に限り適用され、本ハードウェア製品の通常の使用の結果として生じた瑕疵のみを対象とします。

貴社が所在する国の法令において、商品性または特定目的に対する適合性に関する黙示の保証など、黙示の保証が規定されている場合、その期間は 1 年を超える保証期間に限定されます。一部の国では黙示の保証の期間制限が認められていないため、該当する国に所在する貴社には上記の制限事項が適用されない場合があります。

2. **免責。** このハードウェア品質保証規定は、(a) ソフトウェア、(b) 貴社の過失、不正使用、事故、天災、乱用、誤用、間違った回線電圧、電圧の変動および急変、取扱説明書に従わないこと、もしくは不適切な設置 (マイクロソフトが実施したかかる設置を除きます) によって損傷した本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェア、(c) 改変、開封、シリアル番号の除去もしくは汚損が行われている本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェア、または (d) **本ハードウェア製品に付属している壁取り付け用器具の不適切な設置もしくは配置**、または貴社が選択したマイクロソフトが提供したものではない壁面支持取り付け用器具、床面支持取り付け用器具、回転スタンド、もしくは固定具の使用に関連する損傷もしくは負傷には適用されません。言い換えると、貴社は、本ハードウェア製品の壁取り付け用器具の設置および配置、ならびに貴社が選択したマイクロソフトが提供したものではない壁面支持取り付け用器具、床面支持取り付け用器具、回転スタンド、もしくは固定具の使用に責任を負うものとします。

3. **ソフトウェアの限定サポート。** マイクロソフトは、貴社による Surface Hub の受領日から 90 日間、ソフトウェアの限定サポートを提供します。この期間中のソフトウェアのサポートについては、www.surface.com/support を通じてサービス チケットを発行し、関連するソフトウェアに対するサポートを依頼してください。

4. **無保証。** 本第 A 条に示された明示の保証は、貴社に対する唯一の明示の保証であり、その他すべての声明、文書、または梱包によって規定されるあらゆる保証および条件を含め、その他すべての明示または黙示の保証および条件 (存在する場合) に代わって貴社に提供されます。本ハードウェア製品またはハードウェア品質保証規定については、マイクロソフトおよびそのサプライヤーを含みますがこれらに限定されない、いかなる者によってもその他の保証または条件は提供されません。マイクロソフト、その代理店、もしくはサプライヤー、またはその従業員が提供する、いかなるその他の情報 (口頭もしくは書面) または提案も、保証または条件を規定することではなく、第 A 条のハードウェア品質保証規定の範囲を拡張することもないものとします。また、本ハードウェア製品の権原、平穩享有権、または権利侵害の不存在に関する保証または条件は一切ありません。貴社には、貴社が所在する地域の法令に基づいて、より大きな権利が存在する場合があります。ハードウェア品質保証規定のいずれかの条項がかかる法令により禁止されている場合、当該条項は無効となりますが、ハードウェア品質保証規定のその他の条項は引き続き完全に有効であるものとします。

B. 本ハードウェア製品のサポート。 マイクロソフトは、本ハードウェア製品について、以下の種類のサポートを提供します。一部のサポート サービスは、マイクロソフトの請負業者によって提供される場合があります。

1. **設置。** 貴社が本ハードウェア製品と共に設置サービスを購入した場合、設置日は当事者双方が合意するものとします。マイクロソフトは、設置日の前に、現地確認を行うことができます。マイクロソフトは、設置予定場所、発送センターの場所、および本ハードウェア製品の移動に利用できるスペースについて検討します。マイクロソフトは、貴社の電源およびネットワークを確認します。現地確認を行った場合、マイクロソフトは、本ハードウェア製品を適切に設置するために貴社の所在地で必要な準備作業についての評価を貴社に提供します。設置日には、マイクロソフトのスタッフが貴社の所在地に到着し、本ハードウェア製品の梱包を解いて、本ハードウェア製品の汚れを落とし、損傷がないことを確認してから設置します。マイクロソフトのスタッフは、本ハードウェア製品の電源を入れ、基本機能をテストします。

2. **Advance Exchange サポート。** 貴社は、損傷した Advance Exchange ハードウェア (ハードドライブ、ペン、またはキーボード) を交換するには、www.surface.com/support を通じてサービス チケットを発行し、Advance Exchange ハードウェアの Advance Exchange サポートを依頼しなければなりません。マイクロソフトは、瑕疵を特定して検証するために貴社に連絡します。マイクロソフトは、Advance Exchange ハードウェアが問題の原因であると合理的に予測できる場合、マイクロソフトの費用負担で 3 営業日以内に、交換用の同等の Advance Exchange ハードウェアを記録上の貴社の住所宛てに郵送します。貴社は、交換部品を設置すること、瑕疵のある Advance

Exchange ハードウェアの部品をその Advance Exchange ハードウェアの部品を受け取ったときと同じ梱包に入れること、および瑕疵のある Advance Exchange ハードウェアをマイクロソフトに 7 営業日以内に返送するようにマイクロソフトに手配すること、に責任を負うものとします。送料は、マイクロソフトが支払います。Advance Exchange ハードウェアが 10 営業日以内に返送されない場合、その時点のマイクロソフトの価格で貴社に請求が行われます。

3. **オンサイト修理。**貴社は、www.surface.com/support を通じてサービス チケットを発行し、本ハードウェア製品のオンサイト修理サポートを依頼しなければなりません。マイクロソフトのスタッフは、貴社に連絡し、双方が合意の上で修理予定日を決めます。オンサイト修理は、3 営業日以内に行うことができます。マイクロソフトのスタッフは、指定の日時に貴社の所在地に到着し、本ハードウェア製品の修理を行います。

4. **相談および問題解決。**上記第 A 条 3 項に記載されているソフトウェアの限定サポートの対象外である問題については、マイクロソフトは、通常の営業時間 [月曜～金曜、午前 8 時～午後 8 時 (東部標準時)] 中に電話または電子メールで貴社から相談を受け付け、貴社が本ハードウェア製品の使用について問題を報告したり、サポートを求めたりできるようにします。マイクロソフトは、本ハードウェア製品の問題の診断について貴社をサポートします。貴社は、修理または交換の際に、Advance Exchange サポートまたはオンサイト修理サポートで保証されない費用 (速達料金を含みますがこれに限定されません) が発生する範囲において、かかるすべての費用を負担することを認め、これに同意するものとします。

5. **貴社の協力。**貴社は、以下についてマイクロソフトに協力することに同意するものとします。(a) 瑕疵、エラー、または本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェアの誤動作について直ちにマイクロソフトに通知し、マイクロソフトがエラーまたは本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェアの誤動作を再現するために合理的に必要な情報、およびエラーまたは本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェアの誤動作が発見された動作環境をマイクロソフトに提供すること、(b) マイクロソフトが要求した場合および貴社のセキュリティ ガイドラインによって要求されている場合、問題の解決、貴社によるソフトウェアの使用の確認、またはその他の合理的な目的のためにマイクロソフトが利用できる状態のネットワーク接続を設置すること、ならびに (c) 本ハードウェア製品もしくは Advance Exchange ハードウェアと併用する場合がある、マイクロソフト以外から購入した追加ハードウェアまたはソフトウェアについて、マイクロソフトに通知すること。

C. サポート条項。

1. ハードウェア品質保証期間中、マイクロソフトは、第 A 条および第 B 条の条項に基づいて、工場返送サポートを提供します。
2. 貴社は、本ハードウェア製品ごとに初回購入時に別途料金を支払うことで、(1) 設置サポートを追加すること、(2) ハードウェア品質保証期間中の Advance Exchange サポートもしくはオンサイト修理サポートを追加すること、または (3) Advance Exchange サポートもしくはオンサイト修理サポートを、ハードウェア品質保証期間後の最大 2 年間まで延長することができます。
3. マイクロソフトは、上記のハードウェア品質保証期間中に瑕疵のある本ハードウェア製品を修理できない場合、瑕疵のある本ハードウェア製品を同等の本ハードウェア製品と交換します。交換用の本ハードウェア製品は、交換対象の本ハードウェア製品と同等以上の機能を有するという条件で、新品または新品同様の製品にすることができます。本ハードウェア製品は、第 B 条 2 項の条件に従って交換されます。オンサイト修理が必要な場合、マイクロソフトのスタッフは、既存の本ハードウェア製品を撤去し、同等の本ハードウェア製品と交換します。本ハードウェア製品の交換のために、オンサイトでの作業が複数回必要な場合があります。
4. 本ハードウェア製品のサポートは、リソースおよびマテリアルが利用可能であるかどうかによって依存しています。マイクロソフトは、必要なリソースおよびマテリアルを利用できる状態を確保するために商業上合理的な範囲で努力します。
5. 相談および問題解決は、Advance Exchange およびオンサイト サポートと共に提供されます。
6. 貴社は、マイクロソフト製品の設置用の場所を準備するために必要な作業に責任を負うものとします。
7. 貴社は、梱包のゴミの廃棄、貴社のネットワークまたはその他のハードウェア周辺機器 (筐体、プリンター、カメラなど) への本ハードウェア製品の接続、および必要なパスワードの設定に責任を負うものとします。
8. マイクロソフトは、本ハードウェア製品を貴社に発送する際に、陸上輸送を使用します。

D. **救済手段および責任の制限および除外。**マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、貴社が実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。貴社に適用される地域の法律に別途規定されている場合を除き、その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みます) に関しては、一切責任を負いません。この制限は、以下に適用されるものとします。

- 本ハードウェア製品またはハードウェア品質保証規定に関連した事項
- ハードウェア製品のサポート
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において)

この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の国では付随的損害および結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

E. 地域別の条項。

1. **オーストラリア。**オーストラリアでは、本ハードウェア製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとします。貴社は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有する場合があります。また、貴社は、本ハードウェア製品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、本ハードウェア製品の修理または交換を受ける権利を有する場合があります。オーストラリアでは、修理または交換した本ハードウェア製品に、この保証に加えてオーストラリア消費者法に基づく法定保証に従った貴社の権利が付随し、この保証より長い期間の法定保証が貴社に提供される場合があります。
2. **サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦。**貴社に適用される地域の法律に基づいて貴社が権利を有する場合がある法定保証を制限することなく、かかる法律でより長い期間の保証が規定されている場合を除き、マイクロソフトは、貴社が本ハードウェア製品を受け取った月の初日からグレゴリオ暦の1年間、この保証を提供します。

F. その他。

1. **完全合意。**本契約は、本契約の主題に関する両当事者の完全なる合意を構成し、すべての以前の意思表示に優先されます。貴社またはその関連会社が維持している、または発注書に記載されている契約条件は適用されません。本契約は、両当事者が署名している書面によってのみ、修正できます。
2. **著作権表示。**Microsoft Corporation は、米国および米国以外の国における Microsoft Corporation の登録商標または商標です。
3. **準拠法。**抵触法に関わらず、本契約の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、貴社が所在する地域の法律に準拠します。
4. **解除。**いずれの当事者も、他方当事者に義務の重大な違反または不履行があり、かかる違反について通知してから30日以内には是正されない場合、本契約を解除することができます。貴社は、実施されたサポートサービスの料金全額および解除前に発生した費用を支払うことに同意するものとします。本契約の秘密保持、無保証、責任の制限、解除、およびその他に関する項は、本契約の解除または満了後も効力を維持するものとします。
5. **有効性。**この保証は、以下の国に限り有効です。米国、カナダ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、カタール、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、日本、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、スイス、デンマーク、ベルギー、オーストリア、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、ルクセンブルク、およびロシア。